

第12回定例岡山県教育委員会議事録

- 1 日 時 令和元年12月20日(金)
開会13時00分 閉会13時36分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者
- | | |
|--------------|------------|
| 教育長 | 鍵本 芳明 |
| 委員(教育長職務代理者) | 田野 美佐 |
| 委員(教育長職務代理者) | 松田 欣也 |
| 委員 | 中島 義雄 |
| 委員 | 上地 玲子 |
| 教育次長 | 村木 智幸 |
| 教育次長 | 高見 英樹 |
| 教育政策課 | 課長 中本 正行 |
| | 副課長 細川 誠 |
| | 総括主幹 間野 良一 |
| 義務教育課 | 課長 川上 慎治 |
| 文化財課 | 課長 大西 治郎 |
- 4 傍聴の状況 0名
- 5 附議事項
(1) 岡山県文化財保護審議会専門委員の発令について
- 6 報告事項
(1) 公立小・中学校における授業時数に関する調査結果について

7 議事の概要

開会

非公開案件の採決

(教育長)

本日の議題の審議に入る前に、議題の公開の可否について決定したい。本日の議題のうち、附議事項（１）は、人事に関する案件であることから、教育委員会会議規則第１２条に基づき、非公開とするよう発議する。委員から、議題を非公開とする発議はないか。

(委員全員)

(特になし)

(教育長)

この発議は、討論を行わずにその可否を決定することとなっているので、直ちに採決に入る。

附議事項（１）は、非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

挙 手

(教育長)

全会一致により、本案件は非公開とすることに決した。

報告事項（１）公立小・中学校における授業時数に関する調査結果について

・義務教育課長から一括説明

(委員)

授業時数が少なかった学校の教育の質は担保されているのかという議論もあると思うが、学力調査の結果等に影響は出ているのか。

(義務教育課長)

倉敷市の今年度の学力調査の結果については、まだまだ厳しい状況だが改善傾向ではある。ただし、そもそも授業時数を確保することが大前提であるため、今回の調査結果は大きな問題であると考えている。

(委員)

今回は平成３０年度の調査結果だが、それ以前はどうなっていたのか。

(義務教育課長)

市教委では、以前から各学校長へ授業時数の確保について指導を行っていたが、調査や定期的な報告を求めていなかったため、把握できていない。

(委員)

学校にあるデータ等を調査・確認すれば把握可能ではないのか。

(義務教育課長)

各中学校では、授業時数を各教科担任が管理していたが、人事異動等により、平成２９年度以前の状況を正確に確認することは困難である。学校全体で授業時数を取りまとめて管理するという認識が欠けていたと言わざるを得ない。

(教育長)

過去の状況を正確に確認することはできないが、突然今回の問題が生じることは中々考えにくい。授業時数の確保に対する認識不足が常態化していたと想像している。

(委員)

昨日、倉敷市教委と意見交換した際には、今後、校務支援システムを導入し、授業時数の管理を行うと説明していたが、県として導入する予定はあるのか。

(義務教育課長)

既に校務支援システムを導入している市町村もある。また、電子データ等により定期的に学校からの報告を求めている市町村もあるため、県教委として導入する予定はない。まずは、各学校の管理職及び教員の意識を変えることが重要と考えており、管理職の状況把握について、市町村教委等へ指導してまいりたい。

(教育長)

通常、小学校の場合、週時程の予定表があり、その日の進捗状況を各クラスの担任が記録し、管理職が定期的に確認している。これが中学校になると、教科担任制のため、確認が簡単ではない。今回、倉敷市はその確認を徹底するために、校務支援システムを導入する予定となった。

(委員)

標準授業時数の考え方は、様々に捉えることもできるが、今回、実態として大きく時数が足りていない学校があった。今回の問題について、責任の所在が不明確になっている。

(義務教育課長)

法律上、教育課程の管理・執行に関しては、設置する市町村教委に職務権限があり、県教委は必要に応じて指導・助言を行うことになっているが、標準授業時数の確保は大前提であり、市町村教委への指導を徹底したい。

(委員)

県教委としての、指導・助言は当たり前だが、責任の所在も明確にしなければ、今後も同様の問題が生じるのではないか。その結果、不利益を被るのは子ども達であり、再発防止に向けた対応を行うのが、県教委の役割ではないか。

(義務教育課長)

今回の問題については、どこか一部の学校だけで生じている訳ではなく、市内ほぼ全ての学校で生じていることから、市教委としての管理が不十分だったことは認めない。いただいた意見も踏まえて、今後、同様の問題が生じないように対応を検討してまいりたい。

(委員)

職務権限は市町村教委にあり、県教委は指導を越えた対応が困難であることは理解したが、今回の様な問題については、県教委としても言うべきことはしっかり言わなければならない。また、大事なものは、指導して終わりとならないことだ。

(義務教育課長)

重大な問題であるため、市教委には具体的な指導を行わなければならないと考えており、今回の対応状況等について、今後も十分に確認してまいりたい。

(委員)

報道でも取り上げられたが、保護者の反応はどうなっているのか。

(義務教育課長)

倉敷市内の中学校では、今月18日頃から順次、保護者懇談を行っている。各学校において、自校の状況を通知文にして、保護者一人一人に説明している状況であると市教委から報告を受けている。

(委員)

例えば、大学の教育課程の場合、資格取得に必要な授業時数が不足していた場合、卒業式後でも学生を集めて授業を行っているが、今回、そういった対応は検討しているのか。

(義務教育課長)

学習指導要領の内容が未履修であった場合には、授業実施も含めた対応を検討することになるが、今回は授業時数は不足していたものの、学習指導要領の内容は履修した旨の報告を市教委から受けている。ただし、授業時数が確保できていなかったことにより、本来、学習内容の理解・定着のために行う、反復練習や問題演習の時間が十分ではなかった可能性があるため、卒業した生徒への対応は困難であるが、現中学2・3年生については、小テストや宿題等で昨年度の学習内容の定着状況を確認し、必要に応じて授業や補習等により、学び直しを実施するよう市教委が各学校へ指導している状況である。

(委員全員)

了 承

以下、非公開のため省略。

閉会